

保守管理不備等の根本原因分析を踏まえた
組織的要因等に関する確認結果の報告について

平成22年 7 月

九州電力株式会社

1. 概要

中国電力株式会社の保守管理の不備等の最終報告における根本原因分析により明らかとなった組織的要因や安全文化等にかかる問題に対して、原子力安全・保安院の「中国電力株式会社島根原子力発電所第1号機及び第2号機の保守管理の不備等の最終報告にかかる各社への確認について（指示）」に基づき、同様な問題がないか確認した。

2. 確認結果

中国電力株式会社の保守管理の不備等の最終報告における根本原因分析により、（1）原子力部門の業務運営の問題 （2）不適合管理の仕組みの問題 （3）安全文化に関する意識の問題 が明らかとなった。

これらの点について当社の状況を調査した結果、以下のとおり、いずれの問題に対しても適切な対応がとられており、同様な問題はないことを確認した。

（1）原子力部門の業務運営の問題

中国電力株式会社では、規制要求事項の変更について、速やかに対応してマネジメント出来る仕組みが十分でなく適切な対応ができなかったという問題があった。

当社では、検査制度の変更などの規制要求事項の変更にあたり、それに対応するための組織のマネジメントについて、原子力部門として組織・要員を所管する部署が予め業務の内容及び負荷を勘案し検討を行い、権限者の承認を得て適切に対応を行っている。例えば、保安規定への品質保証の導入に際しては、品質保証を統括する部署を発電所に設置しており、新検査制度の導入に対しては発電所に次長を含む専任の職位を設置しているなど、必要に応じ組織を編成し人的資源を投入する対応を行っており、今後も継続して実施する。

また、マネジメントレビューでも人的資源について業務負荷をレビューしている。

（2）不適合管理の仕組みの問題

中国電力株式会社では、不適合管理が適切に行われず、また、不適合の判断が限られた箇所で決定されるなど、不適合管理を適切、確実に行うための仕組みが不足していたという問題があった。

当社では、発電所における不適合管理において、迅速かつ確実に不適合の対策がとれるように、不適合のグレードに応じて処理の権限を分けており、重要度の高い事象に対しては所長の権限としている。

また、不適合の判断について、統一した判断がとれるように不適合の区分毎にその考え方や不適合事例等を記載したガイドラインを策定するとともに、不適合の判断において品質保証部門に確認・相談ができる仕組みとしている。また、是正処置後においては、所長を含み所内全体に情報を回議する仕組みを構築している。

(3) 安全文化に関する意識の問題

中国電力株式会社では、安全文化要素のうち「報告する文化」及び「常に問いかける姿勢」が組織として不足していたという問題があった。

当社では、「自ら考え、行動する。」を九州電力の行動指針として定め、社員一人ひとりがあらゆる業務の中で、主体的に考え行動することを呼びかけるとともに、原子力安全文化醸成方針として「安全を怠るとどういう結果になるかを常に問いかけ考え、誇りと責任感を持って業務に取り組む。」「社内及び協力会社との間で意思疎通を目指した忌憚のないコミュニケーションを行う。」を定め、これら方針に基づく活動を実施している。

安全文化醸成活動として経営層が発電所を訪問しFace to Faceのコミュニケーションを行うなどの活動を実施している。

また、安全文化の醸成活動は、原子力安全文化醸成方針に基づき日常的に実施する活動と重点的に取り組む活動を計画し、実施し、その活動結果を評価し改善する仕組みを構築し実施している。

なお、川内原子力発電所にて発生した所内電源設備作業中の人身事故に対する根本原因分析を実施中であり、分析結果を踏まえて適切な対応を行うこととしている。

3. 今後の対応

中国電力株式会社が行った根本原因分析により明らかとなった問題については、同様な問題がないことを確認した。

これらについては、今後とも、品質保証活動および安全文化醸成活動の中で、継続的に改善を行い、類似事象の発生防止に努めていく。

以上